

埼玉西部環境保全組合行政不服審査制度に係る書面の交付に関する手数料
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合行政不服審査制度に係る書面の交付に関する手数料条例（平成31年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるとき）

第2条 条例第4条に規定する経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けているときとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。